

2022年5月16日

京都府知事

西脇隆俊様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染症対策についての真摯な中間総括と さらなる感染拡大に備える方策の具体化を求める

【要請理由】

地方自治体は新型コロナウイルス感染症の猛威に晒される人々の生命を守る砦とならなければならない。第6波に重なる2021年12月21日～3月31日の間に亡くなった人は375人(京都府発表データ)にのぼる。報道では第5波の実に7倍とされる。その内、60歳代以上が360人(96%)を占めているといい、コロナ対策の最重要課題が死亡者を出さないことだとすれば、高齢者への対応が極めて大切な局面である。

私たちの調査ではこのうち、高齢者施設や障がいのある人の施設で入院できず、死亡された方が少なくとも15人確認された。報道では高齢者施設での死亡は50人にのぼったとされる。さらに自宅で亡くなった人、搬送され病院に到着するも既に心肺停止状態だった方もいる。ようやく入院できても時を置かずして亡くなった人もいる。こうした人たちを加えれば実に多くの府民が医療にかかることができずに生命を奪われた。その死は「仕方のない死」ではない。必要な医療につなぐことが出来ていれば回避することが出来た可能性がある死は、すべて政策による死であり、高齢者はハイリスクであるという基本を無視した結果と受け止めるべきである。

アンケートに寄せられた施設スタッフの声は悲痛である。「コロナ陽性となり食事が入らなくなったり、基礎疾患が悪化して亡くなった」、「治療が十分にできない生活施設に留め置かれる高齢者が衰弱するのを見ているしかないことが苦しかった」、「感染者も感染されていない方も少ない人材でケアにあたらなければならなかった」、「感染者が入院できず施設内でのクラスター発生につながる」。

これらの声を受け、第6波における死亡事例を真摯に検証し、医療にかかれぬまま府民が生命を落とすような事態を二度と招かないようにせねばならない。これは京都府と京都府の全医療者に課せられた義務であると考えている。

【要請事項】

1. 新型コロナウイルス感染症対策にかかる京都府の対応方針について、保健所をはじめとした行政機関・受入病床・臨時的医療施設等の社会資源の総量や人員体制を公的に拡大する方向に転換すること
2. 第6波における高齢・障害等の入所施設における新型コロナウイルス感染症の発生状況や入院の可否、重症化・死亡の状況等を直ちに公表すること

3. 新型コロナウイルス感染症対策「専門家」会議の機能を強化すること
 - (1) 専門家会議の開催状況と議事録を原則公開すること
 - (2) 構成員に感染症を専門とする医師・医学者・研究者等を補充すること
 - (3) 感染状況と医療提供体制の現状を分析・評価し、必要な改善を常に行うこと。とりわけ、感染者の「すべての死亡事例」について真摯に検証し、再発防止策を策定すること
 - (4) 専門家と知事の共同記者会見を毎日開催し、府民に説明すること
4. 京都府民が現状を正しく把握できるよう、実際に確保されている病床数を公表し、日々の病床使用率の分母とすること。臨時的医療施設 110 床をフル稼働できるよう、府からの医師・看護師の常駐を強化し、同時に府内の医療従事者に対して出務を呼び掛け、介護職も確保すること。尚、それらを行えないのであれば公表している確保病床数から 110 床を差し引くこと
5. 高齢・障害等の入所施設における陽性者は「COVID-19 診断の手引き」に則り、原則入院できるようにし、陽性となった方と他の入所者、職員の生命を守ること。高齢者や障害のあることを以て入院の対象から外すようなことは断じて行わないこと
6. 上記の原則を守ってもなお、入院逼迫で真に入院が困難な事態になった場合には、感染患者の発生した高齢・障害等の入所施設の入所者の生命を守れるよう、府より医療チームを派遣し、抗体薬の投与も含めた治療等が行えるようにすること。加えて、医療チームの派遣申請も含め、施設がいつでも相談できる窓口を設置すること
7. 宿泊施設療養で必要な医療が提供できるよう、感染症を専門とする医師・看護師を常駐させるとともに、京都府内の医療従事者に対し、出務を呼び掛けること。家族感染に対応できるよう多床室の客室も確保すること。なお、現在契約しているホテルが医療の提供に適さない仕様であると判断する場合、契約解除し、医療の提供に適した施設と契約しなおすこと
8. 医療機関で新型コロナウイルス感染症陽性と診断された患者が、保健所のひっ迫を理由として必要な入院や外来医療につながらない事態が発生しないよう、陽性と診断した医師が初期治療・健康観察を行うことを原則化すること。この場合、当該医師が症状、基礎疾患の有無を聞き取り、入院の必要性を判断することとし、直接入院医療コントロールセンターと調整するものとする。尚、これに伴い「新型コロナウイルス感染症に係る訪問診療等協力医療機関」への協力金を増額すること。この場合においても保健所は当該医師との情報共有をはかりつつ、生活上の支援も含め療養生活全体のコーディネートに責任を持つこと

以上